

# ハローワーク（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像

## 公共職業訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**
- (2) 訓練期間: 概ね3月～1年
- (3) 給付金: 雇用保険法に基づく各種手当  
 (基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当)を支給  
 ※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり
- (4) 実施機関
- 国(ポリテクセンター)  
 主にもづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住宅リフォーム技術科等)  
 【運営費】交付金
  - 都道府県(職業能力開発校)  
 地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)  
 【運営費】交付金+都道府県費
  - 民間教育訓練機関等(都道府県からの委託訓練)  
 事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる簡易な訓練を実施  
 【運営費】委託費: 標準上限6万円/人月  
 ※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

## 求職者支援訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
- (2) 訓練期間: 2～6か月
- (3) 給付金: 職業訓練受講給付金  
 (受講手当(月10万円)+通所手当+寄宿手当)の支給  
 ※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合
- (4) 実施機関
- 民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)
- 【運営費】訓練実施機関に対する奨励金  
 <実践コース> 訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)  
 <基礎コース> 受講者数に応じた定額制(6万円/人月)
- 実践コースの主な訓練コース
- ・ 介護系(介護福祉サービス科等)
  - ・ 情報系(Webクリエイター養成科等)
  - ・ 医療事務系(医療・調剤事務科等)等



ジョブ・カードを活用し、訓練実施機関(注:一部は職業紹介の許可を取得)とハローワークで連携して就職支援を実施。

離職者向け(無料(テキスト代等は実費負担))

在職者向け

- (1) 対象: 在職労働者(有料)
- (2) 訓練期間: 概ね2日～5日
- (3) 実施機関: ○国(ポリテクセンター) 【運営費】交付金  
 ○都道府県 【運営費】交付金+都道府県費

学卒者向け

- (1) 対象: 高等学校卒業業者等(有料)
- (2) 訓練期間: 1年又は2年
- (3) 実施機関: ○国(ポリテクカレッジ) 【運営費】交付金  
 ○都道府県 【運営費】交付金+都道府県費

平成27年度 公共職業訓練実績 (確定値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	127,807	—	29,716	—	98,091	—
うち施設内	37,829	85.7%	28,838	87.2%	8,991	81.9%
うち委託	89,978	75.0%	878	83.6%	89,100	74.9%
在職者訓練	107,604	—	56,873	—	50,731	—
学卒者訓練	17,877	96.8%	5,655	99.3%	12,222	96.1%
合計	253,288	—	92,244	—	161,044	—

平成28年度求職者支援訓練 実績 受講者数合計: 32,304人  
 (基礎コース)10,447人 就職率: 58.8% (実践コース)21,857人 就職率: 62.6%  
 ※就職率は平成28年4月から平成28年9月末までに終了した訓練コースの実績

## 求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない求職者を対象とした第2のセーフティネットである求職者支援制度が23年10月からスタート
- 求職者支援制度では、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、対象者の早期就職を支援

<職業訓練の様子>



### 制度の概要

**対象者：** 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し支援を受けようとする者

〈例〉雇用保険の受給終了者、雇用保険の適用がなかった者、学卒未就職者、自営廃業者等 など

**求職者支援訓練：** 民間教育訓練機関の実施する就職に資する訓練を認定

〈訓練の種類〉 実践コース（就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する訓練）

基礎コース（社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与する訓練）

**受講者に対する職業訓練受講給付金：** 一定の要件に該当する場合には、訓練期間中に給付金を支給

（受講手当（月10万円）+通所手当+寄宿手当）

**訓練実施機関に対する奨励金：** 実践コース訓練は受講者数に応じた額に加え、就職実績に応じた額を支給

基礎コース訓練は受講者数に応じた額を支給

### ハローワークによる支援

#### 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前における求職者へ制度の周知、意欲や適性を見極めた上での就職に結びつく訓練への誘導、訓練期間中から訓練修了後における就職支援などのサービスを、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、一貫して提供
- 訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練期間中から訓練修了後において、毎月1回の定期的な来所を求め、職業相談による支援と給付金の支給手続きをあわせて実施（必要に応じ担当者制で支援）

## 求職者支援訓練

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、基礎的技能から実践的技能等を一括して付与する職業訓練を実施  
※受講者の多様な状況に対応できるように、社会人としての基礎的能力と短時間で習得できる技能等を付与する訓練も実施
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた職業訓練実施計画に基づき、認定基準に適合した、就職に資する訓練を厚生労働大臣が認定
- 訓練期間：2～6か月
- 実施機関：民間教育訓練機関等（※訓練の実施について奨励金を支給）

## 職業訓練受講給付金

- **訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、訓練の受講を容易にするための給付金を支給**
  - ① **給付要件**：(1) 支援対象者の月の収入が8万円以下  
(2) 世帯の月の収入が25万円以下  
(3) 世帯の金融資産が300万円以下  
(4) 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していない  
(5) 訓練の全ての実施日に訓練を受講している  
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合は、8割以上受講)  
(6) 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいない
  - ② **給付額**：1月当たり 受講手当（10万円）＋通所手当＋寄宿手当
  - ③ **手続等**：月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して支給
  - ④ **適正な給付のための措置**：不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティ

## 事業主に対する支援

- 失業の予防、雇用機会の増大その他労働者の福祉の増進を図るために、雇用保険二事業により、雇用調整助成金の支給など、事業主に対する支援を実施
- これらの助成金の一部については、ハローワークが申請書受理などの窓口業務を実施

### 主な助成金（支給決定等は労働局で実施）

#### 雇用調整助成金

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成

☆休業等実施計画届受理状況

○計画届受理事業所数（延べ）

38万件（24年度）→17万件（25年度）→2万件（26年度）→2万件（27年度）→2万件（28年度）

○対象者数（延べ）

773万人（24年度）→320万人（25年度）→36万人（26年度）→41万人（27年度）→37万人（28年度）



#### 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成

☆特定就職困難者コース（支給決定件数）

13.7万件（24年度）→15.8万件（25年度）→17.1万件（26年度）→16.6万件（27年度）→15.7万件（28年度）

☆生涯現役コース（支給決定件数）

0.7万件（24年度）→1.0万件（25年度）→1.3万件（26年度）→1.7万件（27年度）→1.8万件（28年度）

#### トライアル雇用助成金 （一般トライアルコース・障害者トライアルコース）

職業経験、技能、知識の不足等により安定的な就職が困難な求職者を一定期間試行雇用（原則3か月）する事業主に対して助成

☆トライアル雇用開始者数

4.9万件（24年度）→4.7万件（25年度）→4.7万件（26年度）→4.1万件（27年度）→3.6万件（28年度）

☆トライアル雇用終了者数

5.1万件（24年度）→3.5万件（25年度）→3.8万件（26年度）→4.0万件（27年度）→3.0万件（28年度）

# 地方公共団体との連携

## ○ 地方公共団体とハローワークが連携し、就労支援を実施

《連携の例》

- ・ ジョブカフェ事業〈国と都道府県〉 46都道府県
- ・ ふるさとハローワーク事業〈国と市町村〉 138か所
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業

## ○ さらに、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務をワンストップ窓口で支援する「一体的実施」事業を推進中

《実施状況（平成29年3月末現在）》

- ・ 事業開始 : 33道府県130市区町 (317拠点)

## ○ 国と自治体が、地域の雇用対策に一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結

134自治体（43都道府県<sup>※</sup>82市8町1村）締結済（平成29年3月末現在）

＜志木市（事例1）の一体的実施施設＞



### 事例1：志木市

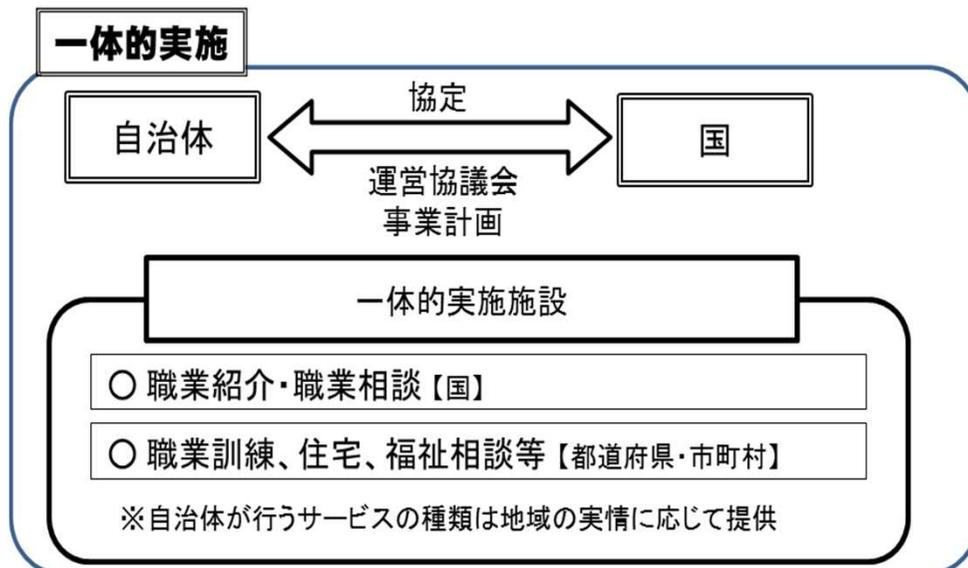
市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障害者に対する一体的支援を実施

### 事例2：新宿区

区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施

### 事例3：青森県

国の「ハローワークヤングプラザ」と県の「ジョブカフェあおもり」等を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的運営を実施  
総合案内窓口の設置や支援機関によるチーム支援、個人情報共有の仕組みの確立など、連携を進めている。



## 雇用問題が発生した場合の対応

緊急に対応すべき雇用対策について、ハローワークの全国ネットワークを活用して、全国一斉・即時の機動的な対応を実現

### 《具体例》

- リーマンショックへの対応等のため、雇用調整助成金の支給の迅速化、要件緩和等を行い、企業の雇用維持支援を実施（20年度以降随時。改正省令を同日施行するなど速やかに対応）
- 全国的に事業を展開している企業の倒産等の事案が発生した場合に、離職者の発生時期・規模等について、国が速やかに各地域の実態を情報収集するとともに、地元の経営者団体等と連絡を取り、全国の対象事業所内に「アシストハローワーク」（ハローワークの臨時庁外窓口）を設置するなど、きめ細かな支援を実施
- 新卒応援ハローワークについて、22年9月10日に経済対策の閣議決定、9月24日に予備費使用の閣議決定がなされたことを受け、同日から全国47都道府県で一斉に設置し、支援を開始
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害が発生した場合には、他の都道府県のハローワークから職員を派遣し、被災地のハローワークの体制を強化